

令和2年度  
(第1回) 鳥取県道路メンテナンス会議

書 面 開 催【公 開】

1. 議 題

- (1) 規約改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料① P1～
- (2) 道路メンテナンス会議年間スケジュール・・・・・・・・・・資料② P6～
- (3) 令和元年度の点検結果等＜速報値＞・・・・・・・・・・資料③ P7～
- (4) 自治体技術支援
  - ①令和元年度の取組状況及び令和2年度の  
道路メンテナンス会議等主催の取組予定（講習会等）・ 資料④ P16～
  - ②直営点検の取り組み＜鳥取県独自＞・・・・・・・・・・資料⑤ P25～
- (5) 情報提供
  - 「中国道路メンテナンスセンター」について・・・・・・・・資料⑥ P28～



## 鳥取県道路メンテナンス会議（第1回）資料

## 「鳥取県道路メンテナンス会議 規約(改正案)」について

## ○規約（改正案）の承認について

1. （規約の改正）第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。に基づき（別表1、別表2）の組織改編等に伴う変更追加（赤字箇所）について、書面開催に伴い各委員の承認を得るものである。

※別添の承認確認書へ必要事項を記載のうえ返信をお願い致します。

## 鳥取県道路メンテナンス会議 規約（改正案）

（名 称）

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

（組 織）

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

（会議の運営）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

- ・本規約は、平成26年5月19日から施行する。
- ・平成28年 7月13日 改正（第4条、第7条、別表1、別表2）
- ・平成29年 8月17日 改正（第4条5、別表2）
- ・令和 元年 7月29日 改正（別表1、別表2）
- ・令和 2年 月 日 改正（別表1、別表2）

## 鳥取県道路メンテナンス会議 名簿

|        | 所 属                            | 役 職        |
|--------|--------------------------------|------------|
| 会 長    | 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所         | 事務所長       |
| 副会長    | 国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所         | 事務所長       |
| 副会長    | 鳥取県県土整備部                       | 道路企画課長     |
| 副会長    | 西日本高速道路株式会社中国支社                | 米子高速道路事務所長 |
|        | 鳥取市                            | 都市整備部長     |
|        | 米子市                            | 都市整備部長     |
|        | 倉吉市                            | 建設部長       |
|        | 境港市                            | 建設部長       |
|        | 岩美町                            | 産業建設課長     |
|        | 若桜町                            | 農林建設課長     |
|        | 智頭町                            | 地域整備課長     |
|        | 八頭町                            | 建設課長       |
|        | 三朝町                            | 建設水道課長     |
|        | 湯梨浜町                           | 建設水道課長     |
|        | 琴浦町                            | 建設環境課長     |
|        | 北栄町                            | 地域整備課長     |
|        | 日吉津村                           | 建設産業課長     |
|        | 大山町                            | 建設課長       |
|        | 南部町                            | 建設課長       |
|        | 伯耆町                            | 地域整備課長     |
|        | 日南町                            | 建設課長       |
|        | 日野町                            | 建設水道課長     |
|        | 江府町                            | 建設課長       |
|        | 国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所           | 事務所長       |
|        | 国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター    | センター長      |
|        | 公益財団法人鳥取県建設技術センター              | 代表理事       |
| オブザーバー | 国土交通省中国地方整備局 道路部               | 地域道路調整官    |
|        | 国土交通省中国地方整備局 道路部               | 道路保全企画官    |
| 事務局    | 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課 |            |
|        | 鳥取県県土整備部 道路企画課                 |            |
|        | 西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課  |            |

## 鳥取県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

|        | 所 属                            | 役 職           |
|--------|--------------------------------|---------------|
| 幹事長    | 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所         | 総括保全対策官       |
| 副幹事長   | 国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所         | 副所長           |
| 副幹事長   | 鳥取県県土整備部道路企画課                  | 課長補佐          |
| 副幹事長   | 西日本高速道路株式会社 中国支社米子高速道路事務所      | 副所長           |
|        | 鳥取市都市整備部                       | 道路課長          |
|        | 米子市都市整備部                       | 都市整備部長 都市整備課長 |
|        | 倉吉市建設部                         | 建設課長          |
|        | 境港市建設部管理課                      | 課長            |
|        | 岩美町産業建設課                       | 課長補佐          |
|        | 若桜町農林建設課                       | 課長補佐          |
|        | 智頭町地域整備課                       | 課長補佐          |
|        | 八頭町建設課                         | 主幹 係長         |
|        | 三朝町建設水道課                       | 課長補佐          |
|        | 湯梨浜町建設水道課                      | 課長補佐          |
|        | 琴浦町建設環境課                       | 課長補佐          |
|        | 北栄町地域整備課地域整備室                  | 室長            |
|        | 日吉津村建設産業課                      | 課長補佐          |
|        | 大山町建設課                         | 課長補佐          |
|        | 南部町建設課                         | 課長補佐          |
|        | 伯耆町地域整備課環境整備室                  | 副室長 室長        |
|        | 日南町建設課基盤整備室                    | 室長            |
|        | 日野町建設水道課                       | 主事            |
|        | 江府町建設課                         | 課長補佐          |
|        | 国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所           | 副所長           |
|        | 国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター    | 技術課長          |
|        | 公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課         | 課長            |
| オブザーバー | 国土交通省中国地方整備局 道路部               | 地域道路課長        |
|        | 国土交通省中国地方整備局 道路部               | 道路構造保全官       |
| 事務局    | 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課 |               |
|        | 鳥取県県土整備部 道路企画課                 |               |
|        | 西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課  |               |

# 鳥取県道路メンテナンス会議 年間スケジュール(令和2年度)

資料2

|     |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月  | 道路法77条第1項に基づく道路の維持又は修繕の実施状況調査                                                                                                                                            |                                                                                                                                                 |
| 5月  | ■ 5 / 3 1                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                 |
| 6月  |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                 |
| 7月  |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                 |
| 8月  | <div>『道路メンテナンス会議』（第1回）（書面開催）</div> <div>○内容</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約改正</li> <li>・令和元年度点検結果の確認</li> </ul>                                         | <div>『跨道橋連絡会議』（第1回）（書面開催）</div> <div>道路メンテナンス年報の公表 8月頃</div>                                                                                    |
| 9月  | <div>【鳥取県実施】『橋梁点検と補修計画』 9月10日</div> <div>○点検及び補修計画策定時の留意点に関する知識習得</div>                                                                                                  |                                                                                                                                                 |
| 10月 | <div>『鳥取県橋梁点検講習会（市町村支援）』 10月中旬頃（予定）</div> <div>○小規模な橋梁を中心に、直営点検の実施に資する講習及び現場実習</div>                                                                                     | <div>【鳥取県実施】『道路構造物の維持管理』 10月20日</div> <div>○舗装・道路付属物・トンネル・斜面、のり面を対象に維持管理のための知識習得</div>                                                          |
| 11月 | <div>『道路メンテナンス会議』（第2回）※議論型の会議</div> <div>『実務担当者会議』 ※必要に応じて</div> <div>○内容</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗確認</li> <li>・道路メンテナンス実施についての意見交換etc</li> </ul> | <div>【鳥取県実施】『橋梁維持補修（PC橋・鋼橋）』 11月調整中</div> <div>○補修の施工上の留意点に関する知識習得</div>                                                                        |
| 12月 |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                 |
| 1月  |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                 |
| 2月  | <div>『道路メンテナンス会議』（第3回）</div> <div>○内容</div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 令和2年度の点検実施状況</li> <li>2) 令和3年度の取り組み予定</li> </ol> <div>etc</div>                    | <div>『鉄道道路連絡会議』（第1回）</div> <div>『鳥取県橋梁診断会議（市町村支援）』 2月下旬頃</div> <div>○直営点検を含む、橋梁等の道路施設の診断を行っていく中で、苦慮している事案等について、国・県・各市町村の担当職員など専門家も含めた診断会議</div> |
| 3月  | 道路法77条第1項に基づく道路の維持又は修繕の実施状況調査                                                                                                                                            |                                                                                                                                                 |



## 道路メンテナンス会議（第1回）資料

## 「R1 年度点検結果」について

○R 1 年度の点検結果等について、情報提供。

1. R 2 年度メンテナンス年報が未発出のため、第 1 回メンテ会議ではメンテナンス年報が公表される前の“速報値”で報告。

今後、メンテナンス年報が発出された後、メンテナンス会議等で報告予定

○鳥取県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は1橋（0.1%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は241橋（16%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は856橋（56%）

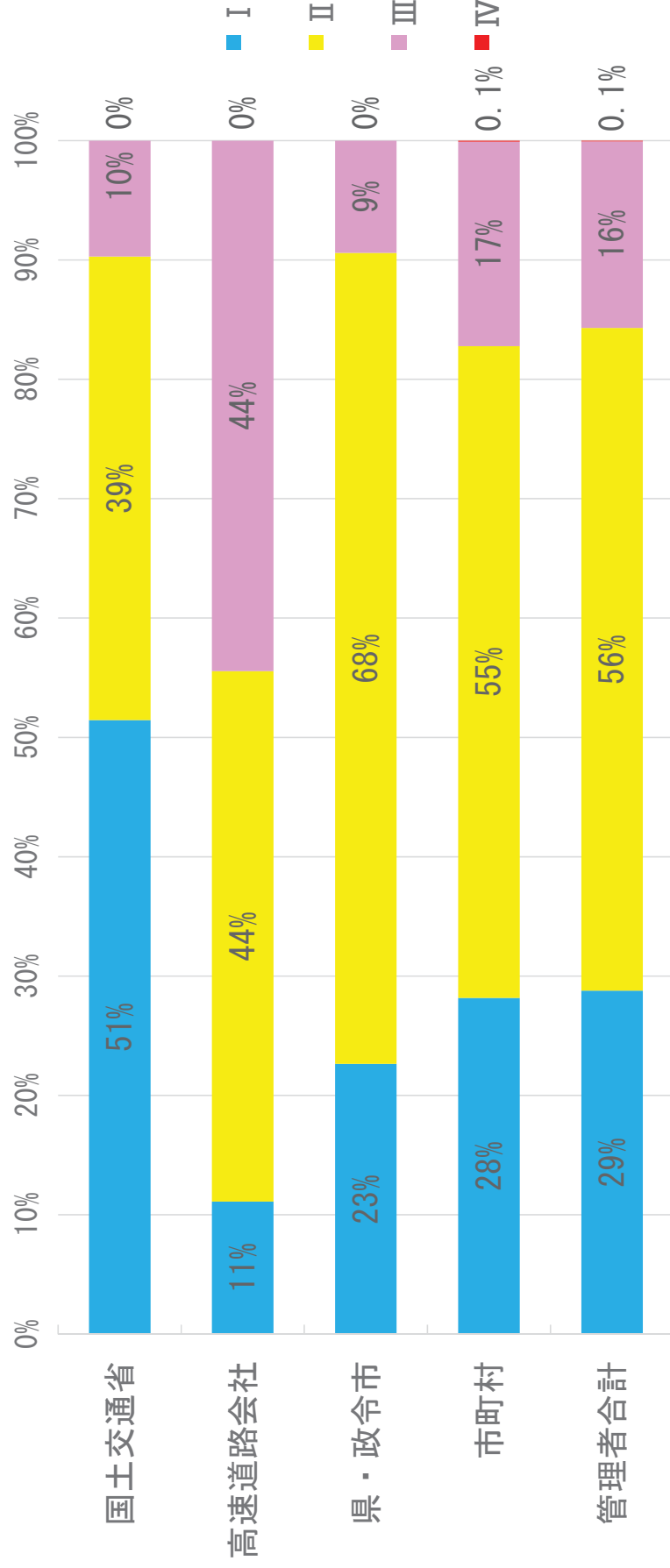
〈令和元年度管理者別点検結果（橋梁）〉

| 管理者    | 管理施設数<br>(R2.3.31現在) | R1<br>点検実施数 | 判定区分内訳 |     |     |    |
|--------|----------------------|-------------|--------|-----|-----|----|
|        |                      |             | I      | II  | III | IV |
| 国土交通省  | 789                  | 103         | 53     | 40  | 10  | 0  |
| 高速道路会社 | 48                   | 9           | 1      | 4   | 4   | 0  |
| 県・政令市  | 2,039                | 234         | 53     | 159 | 22  | 0  |
| 市町村    | 5,004                | 1,196       | 337    | 653 | 205 | 1  |
| 合計     | 7,880                | 1,542       | 444    | 856 | 241 | 1  |

※点検実施数はR2.3.31現在  
※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○鳥取県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は0.1%、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は16%、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は56%

## <令和元年度管理者別点検結果（橋梁）>



※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○鳥取県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は3箇所（15%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は16箇所（80%）

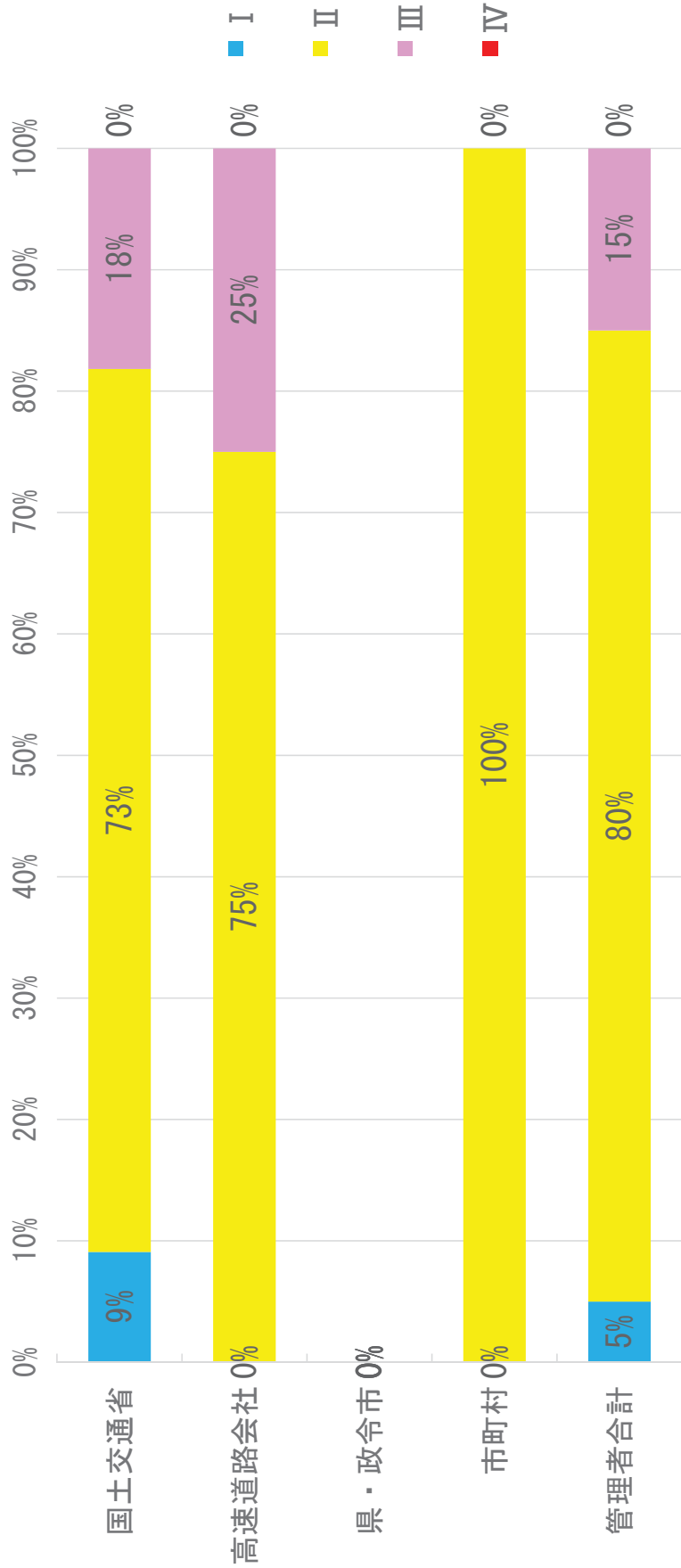
### <令和元年度管理者別点検結果（トンネル）>

| 管理者    | 管理施設数<br>(R2.3.31現在) | R1<br>点検実施数 | 判定区分内訳 |    |     |    |
|--------|----------------------|-------------|--------|----|-----|----|
|        |                      |             | I      | II | III | IV |
| 国土交通省  | 69                   | 11          | 1      | 8  | 2   | 0  |
| 高速道路会社 | 10                   | 4           | 0      | 3  | 1   | 0  |
| 県・政令市  | 38                   | 0           | 0      | 0  | 0   | 0  |
| 市町村    | 21                   | 5           | 0      | 5  | 0   | 0  |
| 合計     | 138                  | 20          | 1      | 16 | 3   | 0  |

※点検実施数はR2.3.31現在  
 ※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○鳥取県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は15%、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は80%

### ＜令和元年度管理者別点検結果（トンネル）＞



※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○鳥取県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）及び判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は無く、判定区分Ⅰ（健全な状態）が2箇所（100%）

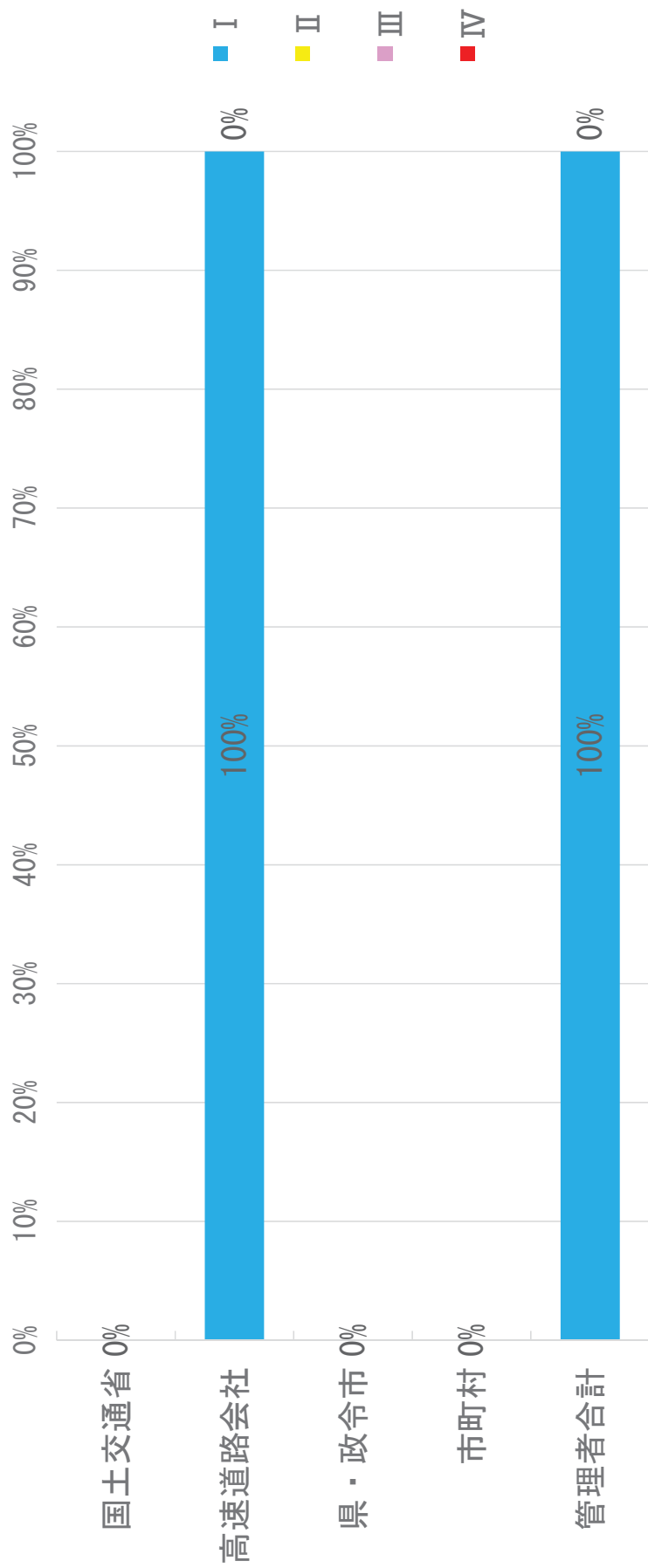
<令和元年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

| 管理者    | 管理施設数<br>(R2.3.31現在) | R1<br>点検実施数 | 判定区分内訳 |    |     |    |
|--------|----------------------|-------------|--------|----|-----|----|
|        |                      |             | I      | II | III | IV |
| 国土交通省  | 100                  | 0           | 0      | 0  | 0   | 0  |
| 高速道路会社 | 10                   | 2           | 2      | 0  | 0   | 0  |
| 県・政令市  | 134                  | 0           | 0      | 0  | 0   | 0  |
| 市町村    | 7                    | 0           | 0      | 0  | 0   | 0  |
| 合計     | 251                  | 2           | 2      | 0  | 0   | 0  |

※点検実施数はR2.3.31現在  
 ※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○鳥取県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）及び判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は無く、判定区分Ⅰ（健全な状態）が100％

### ＜令和元年度管理者別点検結果（道路附属物等）＞



※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

■判定区分Ⅳの施設は、橋梁に対して緊急措置を実施

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○橋梁

| 管理者 | 施設名    | 過去の点検結果            | 路線名      | 建設年 | 損傷の具体的内容                                      | 緊急（応急）措置状況                    |
|-----|--------|--------------------|----------|-----|-----------------------------------------------|-------------------------------|
| 岩美町 | 4-15号橋 | Ⅲ判定<br>(H26.11.21) | 町道浦富小羽尾線 | 不明  | 主桁にうき、鉄筋露出が見られ、鉄筋は著しく腐食し、部分的に破断。<br>橋台が部分的に崩壊 | 補修工事(架け替え) R1.7完成<br>通行止め看板設置 |
|     |        |                    |          |     |                                               |                               |

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○トンネル

○道路附属物等

判定区分Ⅳ該当施設なし

※判定区分

| 区分  |        | 状態                                          |
|-----|--------|---------------------------------------------|
| I   | 健全     | 構造物の機能に支障が生じていない状態                          |
| II  | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態  |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態            |
| IV  | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |



鳥取県岩美郡美町 4-15号橋 (町道浦富小羽尾線) 4-15ごうし 浦富 小羽尾 線 4-15ごうし うらどめ こばねお せん

【概要】 橋長4.2m 建設年：不明  
橋種：RC 床版橋 日交通量：50台程度  
点検日：R1.12.18

【所見】

- 床版および主桁にうき、鉄筋露出が見られる。鉄筋は著しく腐食しており部分的に破断している。
- 橋台に洗掘および部分的な崩壊が見られる。
- 道路橋の機能低下が著しく、危険な状態であるため緊急な措置が必要と判断。

【張文】

- 措置：通行止めの後、橋梁架け替え工事を実施。(R2.7完成)
- 措置後の健全性の診断：恒久的な対策(架け替え)が完了したため「I」に回復したと判断する。



## 「令和元年度の取組状況及び令和2年度の道路メンテナンス会議等主催の取組予定(講習会等)」について

### ○令和元年度の点検等技術向上支援

1. 令和元年度道路メンテナンス会議等主催の講習会等において自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等を実施し多くの自治体職員の方の参加を頂きました。

### ○令和2年度の点検等技術向上支援

1. 今年度、上半期は新型コロナウイルス感染拡大防止により講習会等の開催の中止又は下半期へ延期となった。  
下半期開催予定の令和2年度道路メンテナンス会議等主催の講習会等において自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、直営点検関係の講習会および点検・診断会議の開催を予定しています。

### ○令和2年度中国地整及び鳥取県主催の研修等

1. 今年度も、中国地方整備局及び鳥取県建設技術センターの主催により、橋梁管理実務Ⅰ（Ⅱ）研修では今年度は山陰会場(松江)での9月14日～18日開催予定。  
その他の研修の開催も予定していますので、積極的な参加をお願いします。



# 令和元年度道路メンテナンス会議等主催の講習会等

## 令和元年度の点検等技術向上支援（講習会等）

### ○自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等を実施

| 講習会等名称                  | 内容                                                | 開催時期                                  | 場所                              | 参加者他                         | 主催            |
|-------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|---------------|
| 「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR  | 老朽化対策PR                                           | 令和元年度<br>(※H30.4.27～継続実施)             | 鳥取県内の国、自治体施設を利用しハ<br>ネル設置       | 各公共施設等                       | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| ＜直営点検関連＞橋梁直営合同点検（市町村支援） | 現地研修・現地点検（県直営点検）                                  | 令和元年10月16日～令和2年1月29日<br>(実施済み 実施日10日) | 県各事務所管内<br>(鳥取・八頭・中部・米子・日野)     | 国・県・市町村の実務担当者                | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| ＜直営点検関連＞橋梁診断会議（市町村支援）   | 健全度判定会（県直営点検）                                     | 令和元年12月20日～令和2年2月18日<br>(実施済み 実施日5日)  | 県各事務所管内<br>(鳥取・八頭・中部・日野)        | 国・県・市町村の実務担当者                | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| 定期点検要領改訂勉強会             | 技術的助言の説明会<br>(国土技術政策総合研究所 白戸橋梁研究室長)               | 令和元年5月16日<br>(実施済み)                   | 鳥取・倉吉河川国道事務所<br>TV会議室           | 国・県・市町村の実務担当者<br>(35名)       | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| 点検支援技術活用講習会             | 《座学》「新技術利用のガイドライン(案)」活用の流れ等<br>《現地実演》新技術(非破壊検査技術) | 令和元年7月1日<br>(実施済み)                    | 《座学》鳥取河川国道事務所<br>《現地実演》県道41号千代橋 | 国・県・市町村の実務担当者、コンサル等<br>(72名) | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| 溝橋の定期点検実務講習会            | 《座学》自ら橋梁点検に向けた取り組み等<br>《現地講習》職員自らの橋梁点検実施          | 令和元年8月5日<br>(実施済み)                    | 《座学》米子市役所<br>《現地講習》溝橋(青木1号橋)    | 国・県・市町村の実務担当者                | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| 道路構造物の維持管理              | 舗装・道路付属物・トンネル・斜面、のり面                              | 令和元年6月28日<br>(実施済み)                   | 鳥取県建設技術センター研修室                  | 県・市町村の実務担当者、コンサル等<br>(約100名) | 鳥取県建設技術センター   |
| 橋梁維持補修（施工）              | 補修の施工上の留意点                                        | 令和元年7月5日<br>(実施済み)                    | 鳥取県建設技術センター研修室                  | 県・市町村の実務担当者、コンサル等<br>(約50名)  | 鳥取県建設技術センター   |
| 道路橋点検診断（新規講座）           | 橋梁点検の基礎<br>講義（県職員）<br>現地研修（技術センター）                | 令和元年7月12日<br>(実施済み)                   | 鳥取県建設技術センター研修室<br>現地（三朝町 橋梁2箇所） | 県・市町村の実務担当者<br>(31名)         | 鳥取県建設技術センター   |
| 橋梁点検と補修計画               | 点検及び補修計画策定時の留意点                                   | 令和元年7月23日<br>(実施済み)                   | 鳥取県建設技術センター研修室                  | 県・市町村の実務担当者、コンサル等<br>(約50名)  | 鳥取県建設技術センター   |

＜ パネル展示 ＞  
～ 道路施設の老朽化対策 ～



道の駅「きなんせ岩美」

定期点検要領改訂勉強会



点検支援技術活用講習会



《座学》

《現地実演》





# 令和元年度の取り組み状況 <点検支援技術活用講習会>

(鳥取県道路メンテナンス会議)

【内容】定期点検要領の改訂に伴い、新技術利用のガイドライン及び点検支援技術の性能カタログ活用の際の留意点等について理解してもらうことを目的に新技術活用の流れ・新技術の性能・機器の説明及び実演をおこなった。

【概要】 ●日 時：令和元年7月1日(月) 13:30~16:00  
●場 所：〈座学〉鳥取河川国道事務所  
〈実演〉千代橋(県道41号)  
●参加者：56名〈鳥取県(17)、米子市(2)、倉吉市(7)、境港市(1)、八頭町(1)、湯梨浜町(1)、  
琴浦町(1)、日南町(1)、鳥取県建設技術センター(2)、点検コンサルタント(8)、国土交通省(14)> ※( )は人数。

## <座学>

- 1) 定期点検要領の改訂と新技術関係の記載
- 2) 新技術利用のガイドライン・点検支援技術の性能カタログ
- 3) 定期点検業務における点検支援技術活用の具体的な流れ
- 4) 機器説明(赤外線調査トータルサポートシステム Jシステム)



座学①



座学②



座学③



座学④

## <実演>

- 1) コンクリート構造物のうき・剥離の非破壊検査技術  
(赤外線調査トータルサポートシステム Jシステムの実演)



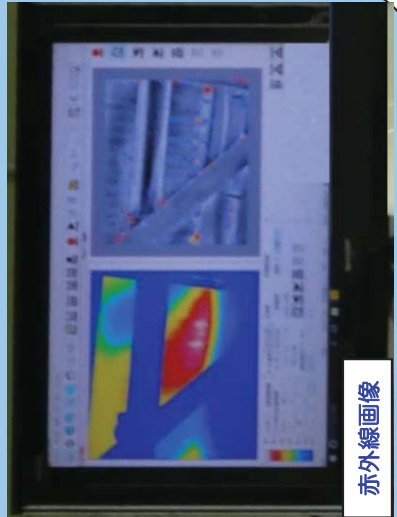
実演①



実演②



実演③



赤外線画像

## 【参加者コメント】

・Jシステムについてはよく理解出来た。・他の技術についても紹介して欲しい。・直営点検のスキルアップに繋がる様な内容にして欲しい。



# 令和元年度の取り組み状況

## 〈溝橋の定期点検実務講習会〉

(鳥取県道路メンテナンス会議)

【内容】本講習会では、定期点検要領(平成31年2月)の改定に伴い「やってみよう橋梁定期点検」と題した橋梁点検の基礎からの解説や特定の条件を満足する溝橋の点検における合理化についてなど、自治体職員を対象に直営点検の参考となる技術的支援をおこないました。

【概要】●日 時：令和元年8月5日(月) 10:30~16:00

●場 所：〈座 学〉米子市役所 会議室

〈現地講習〉青木1号橋(市道青木1号線)

●参加者：42名〈鳥取県(7)、鳥取市(10)、境港市(1)、三朝町(1)、八頭町(2)、大山町(2)、日南町(1)、伯耆町(1) 鳥取県建設技術センター(4)、点検コンサルタント(4)、国土交通省(9)〉 ※()は人数。

### 〈座学〉

- 1) 道路橋定期点検要領の改定について
- 2) 自ら橋梁点検に向けた取り組みについて
- 3) 小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組みについて
- 4) 橋梁の基礎知識について



道路橋定期点検要領の改定 説明状況

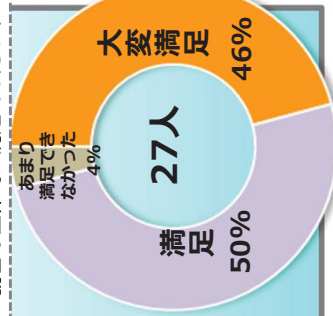


模型を用いて橋梁の基礎知識

### ◆受講生からの意見・感想

「事務職の私でも勉強して経験を積んでいけばやっていけるような気がしました。今後このような研修を開催して欲しいです。素人目線からいくと「コンクリートのうきや剥離、ひび割れは何故起きるのか?」といったことを勉強しなければならぬと感じました。それが分からないと点検が表面的なものになりそう。」

講習は全体的に満足でしたか?



例えばこんなときに活用！

- ・ 橋の下が水路として活用されており水深が深いとき
- ・ 点検対象部位までに障害物があるとき
- ・ 点検足場を設置しにくい場所を点検するとき

◎自撮り棒を活用！？近接目視としてよいその他の点検方法をご紹介します！

道路橋の状態把握の方法は法令のとおり「近接目視」によることが基本とされていますが、その目的は対策区分の判定や健全性の診断が適切に行われ、定期点検の目的が所要の品質で達成されることにあります。そこで、道路橋定期点検要領(平成31年2月)で補足されているとおり、知識と技能を有するものが定期点検を行うにあたって、自らの近接目視によるときと同等の診断ができると判断した場合にはその他の方法についても近接目視を基本とする範囲と考えてよいこととされました。

### 〈現地講習〉

- 1) 市道青木1号線(1号橋) RC床版橋



点検溝橋の損傷状況について説明



溝橋の損傷確認状況

道路橋定期点検要領の改定のポイント！



# 令和元年度の取り組み状況

## 〈道路橋点検診断研修〉

【内容】小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組み、点検のポイントについて講義で概要を理解し、現地講習で実際の点検の流れと点検方法を体験しながら、近接目視による直営点検を実施した。(主催：鳥取県建設技術センター研修)

【概要】●日時：令和元年7月12日(金)10:00～16:00

●場所：〈座学〉鳥取県建設技術センター研修室(鳥取県道路企画課、鳥取県建設技術センター)

〈実演〉中部管内橋りょう ①泉谷橋 ②前田橋(鳥取県建設技術センター)

●参加者：31名〈鳥取県(12)、鳥取市(6)、倉吉市(4)、米子市(2)、岩美町(2)、湯梨浜町(1)、大山町(2)〉※( )は人数。

### 〈座学〉

- 1) 小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組み
- 2) 橋梁定期点検のポイント
- 3) 点検情報の記録について(調書の記入方法、現場演習の手順)

橋梁定期点検の留意事項

2 注意事項(形式・内容・方法・点検)について

1 点検の目的(点検の目的)

2 点検の範囲(点検の範囲)

3 点検の方法(点検の方法)

4 点検の結果(点検の結果)

5 点検の記録(点検の記録)

6 点検の報告(点検の報告)

直営点検の留意事項(座学)

1 点検の目的(点検の目的)

2 点検の範囲(点検の範囲)

3 点検の方法(点検の方法)

4 点検の結果(点検の結果)

5 点検の記録(点検の記録)

6 点検の報告(点検の報告)

### 〈実演〉

- 1) 3～4人を班として、前回点検結果をもとに直営点検を実施
- 2) 三朝町の県管理橋(2橋)で近接目視を実施。



現場説明



橋面点検



マーキング(クラック)



防錆処理(現地点検)



点検のポイント(座学)



現場演習の手順(座学)

小規模道路橋で脚立で近接目視が可能な橋梁で、実際に各班に分かれて近接目視による点検を実施。点検時のポイントを講座と現地で学習。

# 令和元年度の取り組み状況

〈道路橋健全性判定会（県内5事務所）〉

（鳥取県道路メンテナンス会議）

〈目的〉 健全性判定会は、「直営点検」の健全性判定を適正に行うため及び職員の道路橋梁メンテナンスに関する技術力向上に資することを目的とする。県の判定会に市町村も参加し、小規模道路橋の点検と判定について助言を受け、技術力向上と知識を取得する。

〈内容〉 ①職員による「直営点検」で健全性を仮判定した橋梁（市町村は助言を受けたい橋梁）  
②橋梁定期点検した橋梁で、2巡目以降の点検で損傷が進行し、健全性ⅡからⅢに判定された橋梁（市町村は助言を受けたい橋梁）  
上記①、②の橋梁について専門家（道路メンテナンス事務局、建設技術センター）の助言を受けて道路管理者が判定。  
判定会に委員長（各県土整備事務所長・局長）を置き、アドバイザー（専門家）の技術的意見（助言）を受ける。

〈鳥取県道路橋健全性判定会〉

【概要】 ●鳥取県土(2/13・2/18)、八頭県土(12/25)、中部県土(12/20)、日野県土(2/14)

●参加者〈国土交通省(鳥取河川国道)、鳥取県、市町村、建設技術センター〉

【対象橋梁】 63橋： 県（直営）29橋、県（委託）29橋、市町村（直営）5橋

〈事例紹介〉～鳥取県土整備事務所の取り組み例～

【概要】 ●日 時：令和2年2月13日（木）13:15～16:15、2月18日（火）13:15～16:15

●場 所：鳥取県東部庁舎 202会議室、401会議室

●参加者24名〈国土交通省（1）、鳥取県（12）、鳥取市（3）、岩美町（2）、建設技術センター（3）、コンサル（3）＞ ※（）は人数。

【対象橋梁】 26橋： 県（直営） 5橋、県（委託） 16橋、市町村（直営） 5橋



健全性判定委員会の様子（鳥取県土整備事務所）



健全性判定委員会の様子（鳥取県土整備事務所）



# 令和元年度の取り組み状況〈鳥取県道路橋健全性再判定会（県庁）〉

（鳥取県道路メンテナンス会議）

〈目的〉健全性再判定会は、①各事務所の健全性判定会で判断の分かれるものや特異な事例の判定及び②県内及び事務所間での判定と全国的な判定と整合を図ることを目的とする。  
市町村も参加し、小規模道路橋の点検と判定について専門家から助言を受け、技術力向上と知識を取得する。

〈内容〉①各事務所の健全性判定会で判断の分かれる橋梁や特異な事例の橋梁の点検結果からの判定への助言（市町村は助言を受けたい橋梁）  
②県内及び事務所間での判定と全国的な判定と整合を図りたい橋梁（市町村は助言を受けたい橋梁）  
上記①、②の橋梁について専門家（中国技術事務所、橋梁調査会、橋梁メンテナンス会議事務局、建設技術センター）の助言を受ける。

## 〈鳥取県道路橋健全性再判定会〉

【概要】●県庁(2/26)

●参加者 26人〈鳥取県12人、市町村（直営点検実施）8人、市町村（直営点検未実施）6人〉

●専門家 6人〈国土交通省中国技術事務所、橋梁調査会、国土交通省(鳥取河川国道)、建設技術センター〉

【対象橋梁】8橋： 県（直営）2橋、県（委託）4橋、市町村（直営）2橋

### 会議次第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 会議内容
  - (1) 小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組みについて・・・資料①②
  - (2) 点検調査の判定についてのアドバイス・・・資料③（2巡目）、④（1巡目）
  - (3) 直営点検・判定に係る意見交換・・・・・・・・・・・・・資料⑤
4. 質疑応答（その他）
5. 閉 会



健全性再判定委員会の様子（県庁）



健全性再判定委員会の様子（県庁）

各事務所の判定会で判定が分かれた橋梁について、損傷状況を説明し、専門家の助言を受けるもの。  
直営点検を実施した市町村と実施していない市町村も参加し、国の他県の判定事例と比較しながら、損傷状況と評価のポイントについて学習。  
来年度以降の取り組みについて意見交換（質疑応答）を実施。



# 令和2年度 鳥取県道路メンテナンス会議等主催の講習会等

## 令和2年度の点検等技術向上支援（講習会等）

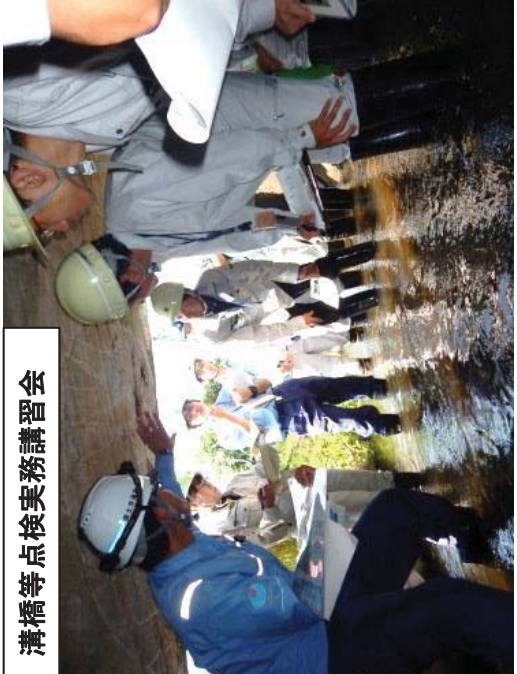
○令和元年度と同様に、自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等実施予定。

| 講習会等名称                                            | 開催時期                      | 参加者他                     | 主催            |
|---------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------|
| 「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR                            | 令和2年度<br>(※H30.4.27～継続実施) | 各公共施設等                   | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| ＜直営点検関連＞鳥取県橋梁点検実務講習会（市町村支援）                       | 10月頃<br>※場所調整中            | 国・県・市町村の<br>担当者          | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| ＜直営点検関連＞橋梁合同点検（市町村支援）<br>＜直営点検関連＞橋梁健全性判定会議（市町村支援） | 6月～12月頃<br>※場所（県内5事務所）    | 国・県・市町村の<br>担当者          | 鳥取県道路メンテナンス会議 |
| ＜直営点検関連＞橋梁健全性再判定会議（市町村支援）                         | 1月～2月中旬頃<br>※場所（県庁）       | 国・県・市町村の<br>担当者、<br>コンサル | 鳥取県道路メンテナンス会議 |



パネル展示

道の駅「清流茶屋かわはら」



溝橋等点検実務講習会



橋梁健全性判定会議

# 令和2年度中国地整及び鳥取県主催の研修等

## 令和2年度 中国地方整備局 受け入れ研修・セミナー 一覧表

| 受け入れ研修・セミナー名                                         | 目的                                                                           | 研修日数 | 研修時期<br>(予定)                   | 対象者                                   | 研修カリキュラムの概要                                                                                 |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研 修<br>橋梁管理実務者Ⅰ（Ⅰ期）研修<br>橋梁管理実務者Ⅰ（Ⅱ期）研修<br>(山陰会場を予定) | 道路法施行規則第4条5の2の規定に基づく道路橋、橋断歩道橋、付属物、シェッド・大型カルバートの定期点検に関して、最低限必要な知識と技能の習得を図る。   | 5日間  | 6/22～<br>6/26<br>9/14～<br>9/18 | 土木施設の維持管理に係る職員                        | ・道路橋、橋断歩道橋、付属物、シェッド・大型カルバートの定期点検・診断の基礎知識<br>・点検現場実習(道路橋、橋断歩道橋、大型カルバート)<br>・達成度確認試験(道路橋定期点検) |
|                                                      | 橋梁補修、耐震補強等、橋梁管理に関する専門的な知識及び技術力を修得し、資質の向上を図ることを目的とする。                         | 5日間  | 10/12～<br>10/16                | 土木施設の維持管理に係る職員のうち、一定期間実務に携わる等の経験を有する者 | ・損傷のメカニズム、橋梁補修・補強、橋梁耐震補強<br>・橋梁補修等現場実習                                                      |
| 研 修<br>トンネル管理実務者Ⅰ研修                                  | 道路法施行規則第4条5の2の規定に基づくトンネルの定期点検に関する最低限必要な知識と技能、及びトンネルの補修・補強の基礎知識を修得することを目的とする。 | 5日間  | 9/28～<br>10/2                  | 土木施設の維持管理に係る職員                        | ・道路トンネル定期点検・診断の基礎知識、トンネルの施工、トンネルの補修・補強<br>・点検現場実習                                           |

## 令和2年度 鳥取県主催 講習会

| 講習会等名称          |                                    | 開催時期       | 参加者他  | 主催          |
|-----------------|------------------------------------|------------|-------|-------------|
| 道路構造物の維持管理      | 舗装・道路付属物・トンネル・斜面、のり面               | 令和2年10月20日 | 約100名 | 鳥取県建設技術センター |
| 橋梁点検と補修計画       | 点検及び補修計画策定時の留意点                    | 令和2年9月10日  | 約60名  | 鳥取県建設技術センター |
| 橋梁維持補修（PC橋）（新規） | 橋梁維持補修の現状<br>施工上の留意点               | 11月調整中     | 約60名  | 鳥取県建設技術センター |
| 橋梁維持補修（鋼橋）（新規）  | 橋梁維持補修の現状<br>施工上の留意点               | 11月調整中     | 約60名  | 鳥取県建設技術センター |
| 道路橋点検診断         | 橋梁点検の基礎<br>講義（県職員）<br>現地研修（技術センター） | 調整中        | 約50名  | 鳥取県建設技術センター |

## 「自治体技術支援」について

### ○直営点検の取組み（鳥取県独自）について

1. 県が行う小規模道路橋の「直営点検」の現地点検では、参加の意向がある市町村と合同で現地研修・現地調査を行っている。国、県、鳥取県建設技術センターは、参加する市町村に対して解説・助言を行っている。
  - ・県の5事務所単位で現地点検を実施
  - ・令和2年度は13市町村が参加の意向
2. 「鳥取県健全性判定会」では、参加の意向がある市町村と合同で判定会を実施している。合同判定会で議論することにより、県・市町村とも技術力の向上が図れる。国、県、鳥取県建設技術センターは、参加する市町村に対して解説・助言を行っている。
  - ・県の5事務所単位で健全性判定会を実施
  - ・令和2年度は11市町村が参加の意向
3. 各事務所の健全性判定会で判断が分かれるものや特異な事例については、鳥取県道路メンテナンス会議により「鳥取県道路橋健全性再判定会」を開催し、県内の判定や全国的な判定との整合を図る。
  - ・国土交通省、中国技術事務所、橋梁調査会による専門家の助言
4. 講習会等の開催により、地方自治体職員の技術力向上を図る。
  - ・橋梁点検と補修計画（鳥取県建設技術センター）
  - ・直営点検での合同点検・合同判定会

# 「直営点検」導入に向けた取り組み（R2. 8）【令和2年度】

一連作業

点検  
要領  
見直し

点検

診断

補修

## 取り組み状況

- ◆直営点検が可能な小規模な橋梁について「鳥取県道路橋りょう定期点検マニュアル（試行実施用）」を策定（H31. 3）。（対象橋梁 橋長15m以下）

試行実施用点検マニュアル・点検調書・Q&A

### 現地点検・判定会

#### 【点検】

- ◆鳥取県、市町村で合同点検
- ◆合同点検の診断は、仮判定
- ◆専門家助言（道路メンテナンス会議事務局・建設技術センター）
- ◆試行実施で問題点を抽出

#### 【診断】

- ◆鳥取県の5事務所で開催
- ◆市町村も参加（合同開催）
- ◆専門家助言（道路メンテナンス会議事務局・建設技術センター）
- ◆再判定会（中国技術事務所、橋梁調査会）

課題等の抽出

フィードバック

## 令和元年度～ ＜試行実施全県拡大＞

### 【鳥取県道路橋定期点検マニュアル】

- ◆鳥取県道路橋りょう定期点検マニュアル（平成31年3月）改定
- ◆鳥取県小規模道路橋定期点検マニュアル（試行実施用）（平成31年3月）  
→直営点検対応  
→対象橋梁を限定する。（橋長15m以下）

### 【点検】

- ◆直営点検の試行実施を全県（県、市町村（任意））拡大
- ・各県土整備事務所等で10～20橋程度実施
- ◆鳥取県建設技術センターの支援（委託業務）
- ・5県土整備事務所毎で現地研修・現地調査の助言
- ◆市町村支援（鳥取県道路メンテナンス会議）
- ・国、県、市町村と合同で現地研修・現地調査
- ・鳥取県建設技術センターのアドバイス業務（費用必要）
- ・講習会により技術の取得（メンテナンス会議・建設技術センター）

### 【診断】

- ◆鳥取県健全度判定会による判定
- ・5県土整備事務所で開催し、直営点検での仮判定を診断
- ◆鳥取県建設技術センターの支援（委託業務）
- ・鳥取県健全度判定会での助言（専門家）
- ・健全度判定会での特異な事例について助言（メンテナンス会議）
- ◆市町村支援（鳥取県メンテナンス会議）
- ・国・県・市町村で健全度判定会の合同開催
- ・鳥取県建設技術センターのアドバイス業務で判定（費用必要）

### 【補修】

- ◆市町村支援
- ・鳥取県建設技術センターのアドバイス業務



## ＜令和２年度スケジュール＞

| スケジュール                                |              | 令和２年度(試行実施) |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 令和３年度       |
|---------------------------------------|--------------|-------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------|
|                                       |              | 4月          | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月以降        |
| 支援委託業務(道路企画課)                         | 建設技術センター     |             |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 試行実施<br>R1～ |
| 点検(各事務所)                              | 10～20橋(現地2日) |             |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |
| 診断(各事務所判定会)                           | 1日(各事務所)     |             |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |
| 診断(合同判定会)                             | 1日(県庁)       |             |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |
| 市町村支援(点検)                             | 各事務所合同点検     |             |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |
| 市町村支援(判定)                             | 判定会合同開催      |             |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |
| ※スケジュールは目安なので、各事務所で支援委託業務と日程を調整し実施する。 |              |             |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |



## 中国道路メンテナンスセンターについて

### 1. 中国道路メンテナンスセンターの開設について

中国道路メンテナンスセンターは、急速に老朽化する社会資本の対策を強化するため、点検データ等を活かした戦略的・効率的なメンテナンスを推進するための組織として、令和2年4月に開設しました。

昨年度まで中国技術事務所が担当してきた橋梁メンテナンスに関する業務は、当センターが引き継いで担当します。

※詳細は、**別添**「事業概要」のとおり

### 2. 相談窓口

中国道路メンテナンスセンターでは、橋梁に限らず、道路施設のメンテナンスに関する技術支援をさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

電 話 082-824-3460（代表）

E-mail [kyouryouhozen@cgr.mlit.go.jp](mailto:kyouryouhozen@cgr.mlit.go.jp)

担 当 技術課長 徳光、保全対策官 佐々木

※メールで相談内容がわかる資料を送付後、電話を頂けるとスムーズです。

# 中国道路メンテナンスセンター ～社会資本の戦略的な維持管理・更新～

事業概要  
2020



＜新技術：ドローンによる点検＞



＜橋梁点検車による点検＞



＜直轄診断：道路メンテナンス技術集団＞



＜道路メンテナンス会議＞



＜直営点検の実習風景＞



＜地方自治体管理施設の点検・診断・助言＞



国土交通省 中国地方整備局  
中国道路メンテナンスセンター  
Chugoku Road Maintenance  
Management Office

# 中国道路メンテナンスセンターの主な役割

中国道路メンテナンスセンターは、急速に老朽化する社会資本の対策を強化するため、点検データ等を活かした、戦略的・効率的なメンテナンスを推進するための組織として、令和2年4月に開設されました。

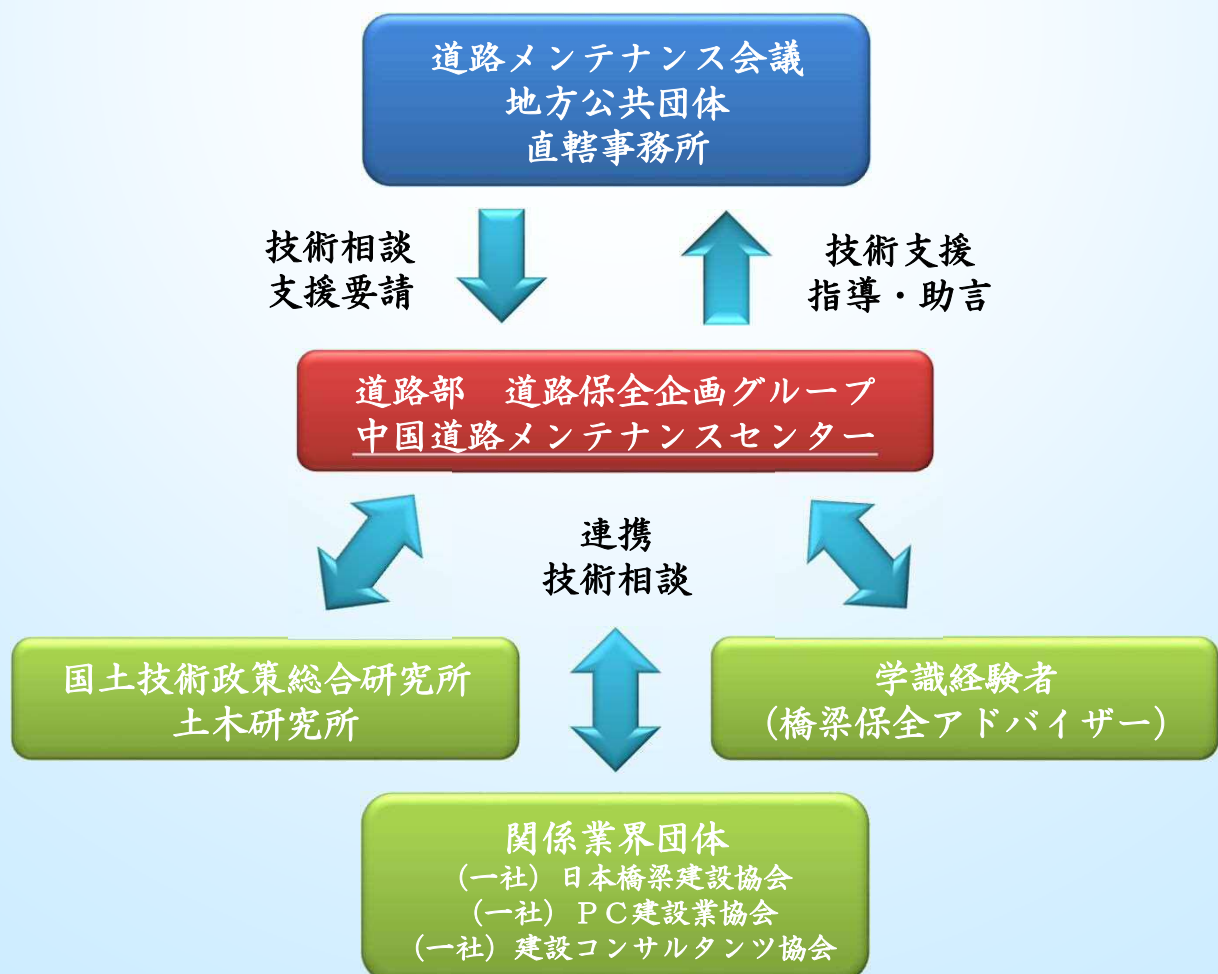
## 中国道路メンテナンスセンターの取り組み

- ✓ 直轄国道における橋梁等の健全性の診断等を担当するほか、蓄積されたメンテナンスデータの管理・分析による劣化予測や修繕計画の最適化、新技術の活用などアセットマネジメント※による道路メンテナンスの高度化を推進していきます。
- ✓ 道路メンテナンスに係る地方公共団体支援として、施設の健全性の診断・修繕の代行、高度な技術を要する道路構造物保全に関する相談への対応、地方公共団体の職員等を対象とした研修等の技術支援を担当します。

※「アセットマネジメント」とは

様々な資産の管理・運用により適切なサービスを提供すること。

道路や橋などの公共資産（社会インフラ）の管理・運用にも適用。



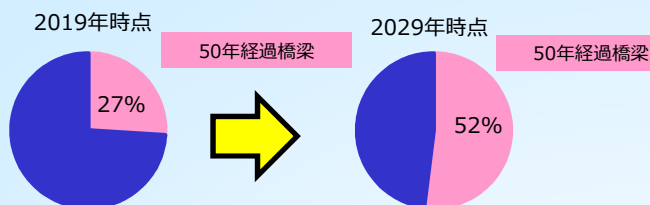




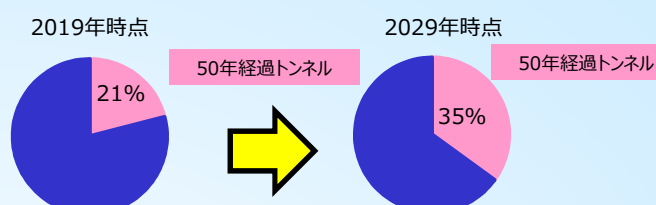
## 道路の老朽化の現状について

- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在約27%だが、10年後には約52%に急増
- 建設後50年を経過したトンネルの割合は、現在約21%だが、10年後には約35%に増加

### 【橋梁】



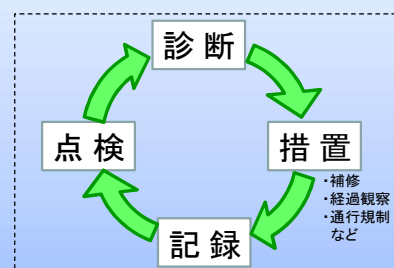
### 【トンネル】



- 橋梁（約73万橋）・トンネル（約1万本）等は、国が定める統一的な基準により、5年に1回、近接目視による全数監視を実施
- 「点検→診断→措置→記録」のメンテナンスサイクルを実施



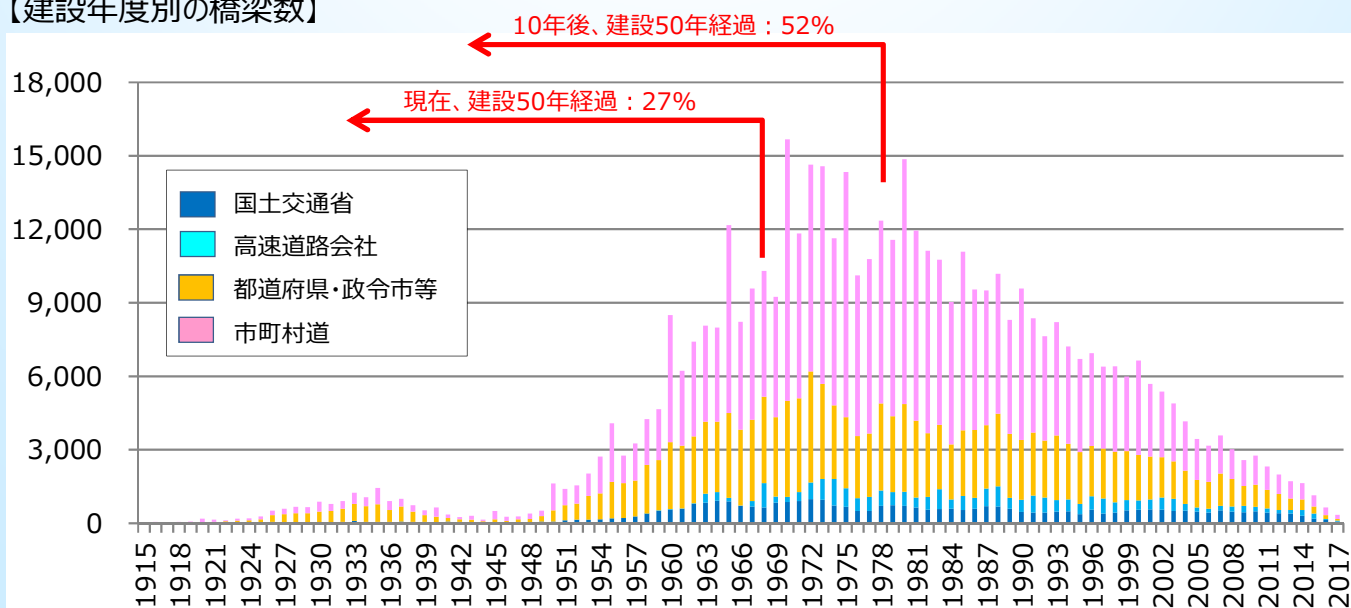
### メンテナンスサイクル



## 高齢化が進展する橋梁などの道路施設

- 建設後50年経過の橋梁割合は、現在約27%であるのに対し、10年後には約52%に急増  
そのうち橋長15m未満の橋梁は、10年後、約59%となる
- この他に建設年度が不明な道路橋が全国で約23万橋あり、これらの大半が市町村管理の橋長15m未満の橋梁

### 【建設年度別の橋梁数】



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約23万橋ある  
(出典) 道路局調べ (H31.3末時点)



## データ管理と新技術を活用した効率的なメンテナンス

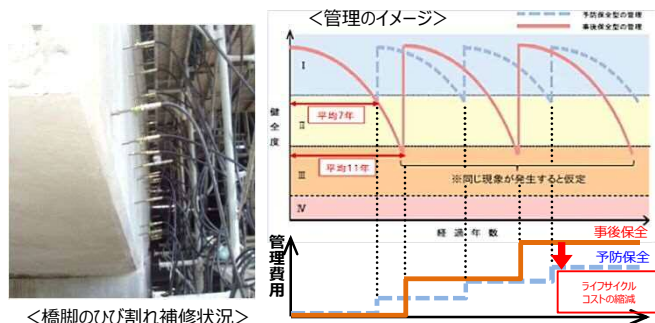
- 蓄積したメンテナンスデータの一元的管理と各システムとの連携による管理の高度化
- メンテナンス費用の縮減に向けた、有用な新技術の本格的活用

### データの一元的管理・分析等により 効率的なメンテナンスを実施

#### ◆ データ活用による管理の高度化



#### ◆ 適切な点検と予防保全型管理の推進



### 業務プロセスの効率化に資する ICT技術等の活用

#### ◆ 実務の効率化の例

計測・モニタリング技術の活用など、近接目視によらない点検・診断方法の確立・導入



#### ◆ NETISテーマ設定型（技術公募）の手続き



## 高度技術・特殊な構造の橋梁等のメンテナンス

- 高度な技術が必要なもの、特殊な構造の橋梁等の補強・補修に関する品質確保

#### ■ アストラムラインの特殊性

- 短期間に集中投資して建設
  - ⇒ 1988年～1993年に集中して建設、今後老朽化が一斉に顕在化の恐れ
- 高架橋設置上の制約
  - ⇒ 劣化の進行が第三者被害に直結
  - ⇒ 桁下に国道54号があり、長期間の交通規制を伴う作業は困難
- 運行上の制約
  - ⇒ 市民生活に直結した交通であり、メンテナンスは夜間等の限られた時間
- 膨大なストック量、今後耐震補強（耐震性能2）に着手
  - ⇒ 延長：5.7km、橋梁数：86橋に上る膨大なストック



広島市安田区西原付近



広島市中区牛田新町付近

#### 【アストラムラインの主な損傷発生状況】



PC床版：漏水、遊離石灰



伸縮装置：漏水



支承：滞水



支承：腐食、滞砂

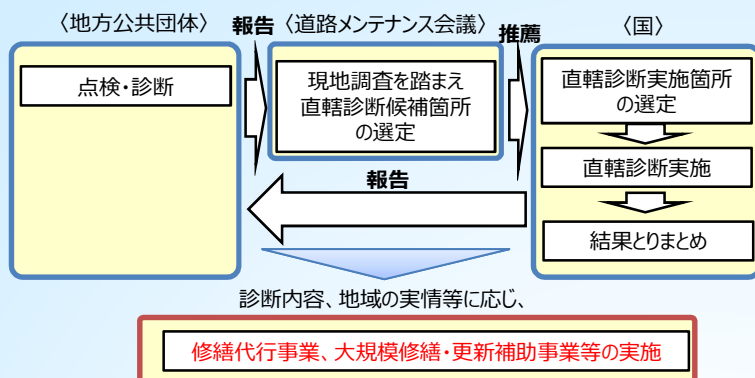




## 道路メンテナンス技術集団による地方自治体への支援

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、大規模修繕・更新事業等を実施

### 【全体の流れ】



### 【直轄診断実施箇所とその後の対応】

| 年度  | 直轄診断実施箇所           | 措置           |
|-----|--------------------|--------------|
| H26 | 三島大橋（福島県三島町）       | 修繕代行事業       |
|     | 大渡ダム大橋（高知県仁淀川町）    | 修繕代行事業       |
|     | 大前橋（群馬県嬬恋村）        | 大規模修繕・更新補助事業 |
| H27 | 沼尾シェッド（福島県南会津郡下郷町） | 修繕代行事業       |
|     | 猿飼橋（奈良県吉野郡十津川村）    | 修繕代行事業       |
|     | 呼子大橋（佐賀県唐津市呼子町）    | 修繕代行事業       |
| H28 | 万石橋（秋田県湯沢市）        | 修繕代行事業       |
|     | 御鉾橋（群馬県神流町）        | 修繕代行事業       |
| H29 | 音沢橋（富山県黒部町）        | 修繕代行事業       |
|     | 乙姫大橋（岐阜県中津川市）      | 修繕代行事業       |
| H30 | 仁方隧道（広島県呉市）        | 修繕代行事業       |
|     | 天大橋（鹿児島県薩摩川内市）     | 修繕代行事業       |
| R1  | 秩父橋（埼玉県秩父市）        | —            |
|     | 古川橋（静岡県榛原郡吉田町）     | —            |

### 【平成30年度 直轄診断実施箇所（中国地整）】



## 地方自治体との協働によるメンテナンス体制の拡充

- 技術者不足が指摘される地方自治体に対して、人材の育成や技術的な支援を推進する
  - ✓ 研修や出前講座等を通じて道路施設保全の基礎的技術力の向上等の支援を実施
  - ✓ 重篤損傷発生時の緊急点検や、応急復旧・補修方法等への技術的な助言
  - ✓ 道路メンテナンス会議を通じた課題の把握・解消や新技術・新工法などの技術情報の提供
  - ✓ 「橋梁点検の着眼点と留意事項」などの橋梁保全に関する技術資料の提供



＜メンテナンスに関する各種研修の実施＞



＜地方自治体職員を対象とした講義＞



＜直営点検の実習風景＞



＜地方自治体管理施設の点検・診断・助言＞

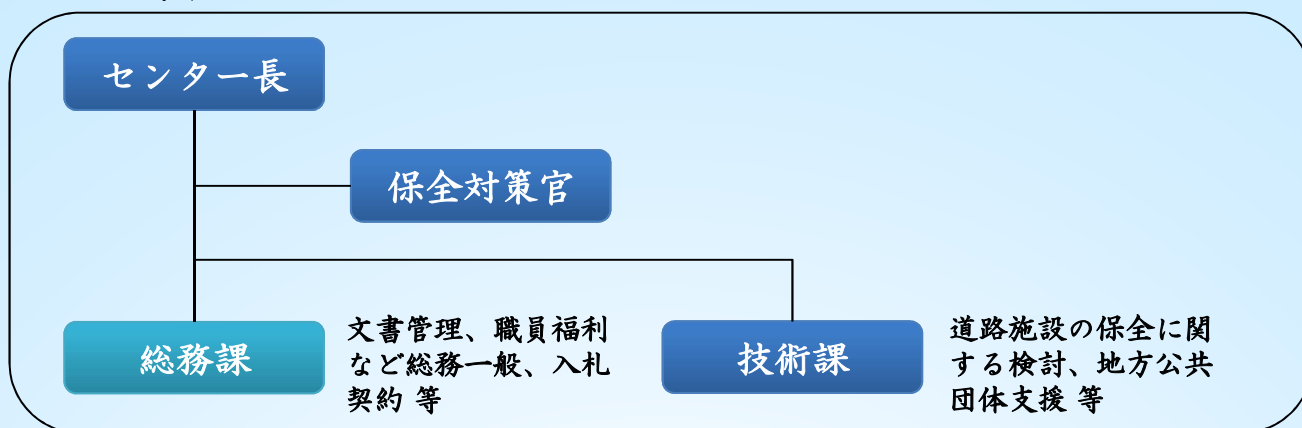


＜道路メンテナンス会議＞



＜点検・修繕等の技術資料提供＞

## 組織体制



## 事務所構内図



## アクセス

### バスの場合

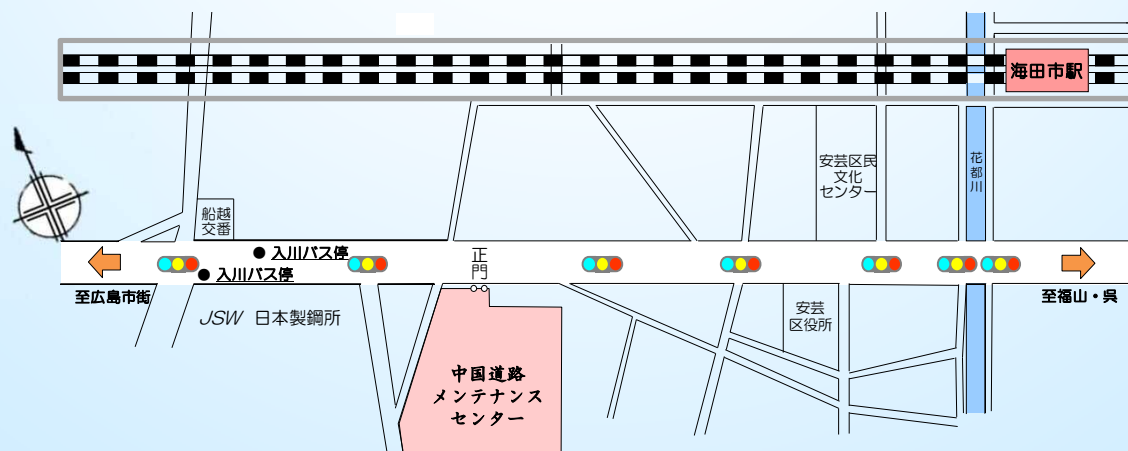
- 広島駅南口 12番バス乗り場から 海田市方面行き (約15分乗車)
- バスセンター5番乗り場から 海田市方面行き (約30分乗車)
- 入川バス停下車 東へ徒歩5分

### JRの場合

- 広島駅から 山陽本線(上り) または 呉線 (上り) (約10分乗車)
- JR海田市駅下車 西へ徒歩15分



※中国技術事務所庁舎の2階です



## 中国道路メンテナンスセンター



国土を整え、全力で備える  
国土交通省  
中国地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

〒736-0082

広島県広島市安芸区船越南2-8-1

(中国技術事務所庁舎内2階)

TEL:082(824)3460 (代表)

FAX:082(824)3467 (代表)

E-mail: chugoku-mc@cgr.mlit.go.jp

(2020.07)